

# 水源涵養保全地域における協議対象事業の事前協議に係る意見書

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（以下、「水循環保全条例」という。）第14条第1項から第3項までの規定による令和7年9月25日付けで事業者から提出のあった協議対象事業の事前協議書について、当審議会において調査審議した結果に基づき下記のとおり意見を申し述べます。

## 記

### 1. 意 見

当該協議対象事業を規制対象事業と認定すべきである。

### 2. 理 由

本意見書では、令和7年3月11日に提出され5月26日に規制対象事業に該当すると遊佐町が認定した事前協議（以下、「前回の事前協議」と示す。）から変更のあった箇所、事前協議に添付された「協議対象事業認定結果通知書の別紙「理由書」に対する意見書（以下、「理由書に対する意見書」と示す。）」について重点的に意見を述べる。

- (1) 当該協議対象事業は、前回の事前協議と比較し、採掘区域と示された面積が8,883平方メートルから7,889平方メートルに変更されている。しかし、当該事業区域の事業面積は25,646平方メートルで変更されておらず、1万平方メートルを超えるものである。よって、切土により地表から地下2メートルの深さを超えて土石を採取し、地形を改変する事業であること、一部事業区域が過去に土石の採取が行われた区域であることを含め、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例施行規則第9条に規定する「水源涵養機能の減少をもたらすおそれがある規制対象事業」の第1号、第3号及び第4号に該当する。
  - (2) 前回の事前協議に対して、理由書に対する意見書では別紙5で吉出山南麓湧水群の集水域を定義し、当該協議対象事業が湧水群に著しい影響を与えるないと予測できると記載がある。しかし、採石技術指導基準書（経済産業省）における「その地点を基点とした稜線で囲まれた部分」は地下水の涵養域ではなく、あくまでも表流水の集水域である。
- また、理由書に対する意見書では、事業区域が吉出山南麓湧水の集水域に含

まれないことを主張しているため、採石場を含む集水域の影響については議論していない。一方、令和 7 年 10 月 24 日付回答書（以下、「回答書」と示す。）では、「湧水箇所は 1 箇所であっても、地下の帶水層は面的に広がっており、この帶水層に關係するすべての集水域が、湧水の真の水源涵養域と考えられます。」とした上で「本意見書では、湧水の帶水層に關係するすべての集水域のうち、採石場を含む集水域の影響だけを議論」と記述しており矛盾している。そのうえ、「当該 1 箇所の湧水の水源涵養域は、この帶水層の分布によっては鳥海山の南山麓全体に広がる場合も考えられますが、このように水源涵養域を広げてしまうと、採石場の影響は、極めて小さくなってしまいますので、最も小さい水源涵養域（集水域）に絞って議論しました。」としているが、当該協議対象事業区域は、吉出山南麓湧水だけでなく横堰（吉出山東側の胴腹滝付近から、吉出山西側の藤井集落をつなぐ農業用水路）に流れ込む小さな湧水や沢などの涵養域・集水域となっている可能性もあり、水源涵養機能の減少をもたらすおそれについては吉出山南麓湧水だけではなく、線や面で捉えていくことが必要だと考えられる。併せて、仮に回答書で記載するように当該協議対象事業による水源涵養域への影響が極めて小さい場合でも、将来に渡って同様の事業が繰り返されることで、水源涵養機能の減少をもたらす可能性もあり、今回の事前協議書と回答書だけでは当該協議対象事業が水源涵養機能の減少をもたらすおそれがないことが明らかになったとは言えない。

(3) 町が指摘した吉出山の地形と採石技術指導基準書（経済産業省）における集水域の定義地形の差異と基準書の集水域の決め方の準用の妥当性について、回答書では、吉出山上部は湿地があることから単純な凸型ではなく、上部に集水域があると考えられることから吉出山上部の集水域を算定することが可能だとしている。さらに、台地の集水域の研究として参考資料 2「台地の試験流域の水循環機構」を上げている。しかし、参考資料 2 の試験流域は武蔵野台地（河岸段丘）であり、地層の構成も地形の成り立ちも全く異なっているため、参考とすることは難しい。

併せて、理由書に対する意見書別紙 5 に示す吉出山南麓湧水の集水域について、表流水の集水域だとしても湧水 NO-5 の地点に対して集水域が明らかに南東側に偏っていることに説明がつかない。技術指導基準書の定義（稜線で囲まれた部分）からも外れている。

(4) 最後に、理由書に対する意見書では、「臂曲地内の岩石採取は、平成 15 年から開発が行われ、平成 28 年に採石を中止するまで、およそ 13 年間で約 8.0ha を開発してきましたが、その間に近隣地区の湧水量や、吉出山の湿地について、顕著な減少等は指摘されていないことから、開発域が吉出山南山麓の湧水群の集水域を著しく侵さない限り、経験的にも臂曲地内の岩石採取は、近隣の湧水や湿地に著しい影響を与えることなく予測できます。」と記載している。これは、最終的には経験則によるものであり、明確に科学的な根拠が示されたとまでは言えない。併せて、吉出山は鳥海山の溶岩の末端部であり、降雨時にのみ現れる沢の他は明確な川と言える表流水は見当たらない。ここから、吉出山とその上流部に降った降水・降雪は吉出山の表層を下る過程で地中に浸透するか湿地に注ぎこみ時間をかけて浸透していることが推察される。しかし、現在採石場には吉出山北側からの水と南東側の湿地方面からの小さな滝が流れ込み、水路で誘導され沈殿池まで流れて場外に排出される。この水は、森林や表土がなくなったことにより吉出山表層で涵養できなくなった水と考えられ、本来は時間をかけて浸透していって地下水となる水だと考えられる。これは、採石によって水源涵養機能が減少している可能性を示唆している。

(5) 以上、(1) から (4) により、水循環保全条例第 16 条第 1 号に該当する。

令和 7 年 11 月 10 日

遊佐町長

松 永 裕 美 殿

遊佐町水循環保全審議会

会長 畠 中 裕 之